

# 印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例

(平成19年条例第5号)

印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例(平成5年条例第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定により、印西地区環境整備事業組合温水センター(以下「温水センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 印西地区環境整備事業組合(以下「組合」という。)は、住民の健全な心身の発達と健康の維持増進を図るため、塵芥の処理施設から発生する余熱を利用した施設として、温水センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 温水センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	印西地区環境整備事業組合温水センター
位 置	印西市大塚1丁目3番地

(業務)

第4条 温水センターの業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 温水センターの施設の提供に関すること。
- (2) 健康の維持増進に関すること。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第5条 温水センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて組合管理者(以下「管理者」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 温水センターの利用の許可、利用の制限及び利用許可の取消しに関すること。

- (3) 温水センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、還付及び利用料金の免除に関すること。
- (4) 温水センターの施設及び付属設備（以下「施設」という。）の維持管理に関すること。
- (5) その他温水センターの運営に関し、管理者が必要と認める業務（指定管理者の指定の申請）

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に温水センターの管理に係る事業計画書、その他規則で定める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第8条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による温水センターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が温水センターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

2 管理者は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 温水センターの管理の実施及び利用の状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 温水センターの管理に係る収支の状況

(4) その他温水センターの管理の実態を把握するため、管理者が必要と認める事項

(利用許可)

第10条 温水センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、温水センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を制限し、又は拒むものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき。
- (4) その他温水センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、温水センターの利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用許可を取り消し、又は利用を停止するものとする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) その他公益上又は管理上支障があるとき。

2 指定管理者は、前項の規定による利用許可の取消し等によって、利用者が受けた損害については、その損失の補償の責めを負わない。

(開館時間)

第13条 温水センターの開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て変更することができる。

(休館日)

第14条 温水センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日にあたる時は、その翌日以降の最初の休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月5日まで

(利用料金)

第15条 利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は別表第1に定める金額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の利用料金について、プリペイドカードを発行することができる。この場合において、利用可能金額及び発売金額は、別表第2のとおりとする。ただし、専用利用(印西市、白井市及び栄町(以下「関係市町」という。)の団体が専ら利用することをいう。)に係る金額については、この限りでない。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 既納の利用料金は、原則として還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由及び指定管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

6 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるとき認めるときは、利用料金を免除することができる。

7 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 利用者は、その利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第17条 指定管理者は、その指定期間が終了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設について、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者及び利用者は、施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があるとき認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は温水センターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例（平成17年条例第5号）第11条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、温水センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の条例第5条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に改正前の印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の印西地区環境整備事業組合温水センター設置管理条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表第1（第15条第2項）

種 別	区 分		金 額		
普通利用	関係市町 利用者	一 般	1人	2時間以内	400円
			超過	1時間毎	200円
		児童・生徒	1人	2時間以内	200円
			超過	1時間毎	100円
	それ以外 の 者	一 般	1人	2時間以内	500円
			超過	1時間毎	250円
	児童・生徒	1人	2時間以内	250円	
		超過	1時間毎	100円	
	小学校就学前の幼児は、無料とする。				
専用利用	温水プール		1コース	1時間	1,000円

## 備考

- (1) 普通利用とは、温水センターを住民が個々に利用することをいう。
- (2) 関係市町利用者とは、関係市町に居住・在勤・在学する者をいう。
- (3) 児童・生徒とは、義務教育諸学校及び高等学校の児童・生徒をいう。
- (4) 専用利用については、専用利用の金額のほか、利用者数に応じた普通利用の金額を合算した額とする。

別表第2（第15条第3項）

利用可能金額	発売金額
2,200円	2,000円
4,400円	4,000円
8,000円	7,000円